

令和4年2月10日

保護者の皆様

新宿区教育委員会教育長 酒井 敏男
新宿区立淀橋第四小学校園長 久保田 恵美

まん延防止等重点措置期間中の新宿区立学校・園における対応について

平素は新宿区立学校・園の教育活動につきましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、東京都において2月13日までを期間として適用されているまん延防止等重点措置については、2月14日以降も延長されることとなりました。新宿区における幼児・児童や教員、保護者の感染者についても高い数値で推移しており、新宿区においては、区立学校・園における感染者数の抑制に向けた対応を引き続き進めていく必要がある状況です。

つきましては、新宿区教育委員会では、まん延防止等重点措置期間中について、区立学校・園において以下の対応を継続することとします。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

【区立学校における分散登校の対応について】

- 対応：全区立学校において分散登校を継続します。
区立幼稚園については、登園自粛に引き続き御協力ください。ただし、各園の状況に応じて登園可能な日を設定することがあります。
※実施方法の詳細については、各校・園からお知らせします。
※新宿養護学校では、分散登校は実施しません。
※区立幼稚園については、各園の状況に応じて時差登園などの対応も継続します。
- 期間：令和4年2月14日（月）から一定期間
※分散登校の実施期間は、まん延防止等重点措置期間中を基本としていますが、状況によって教育委員会が通常登校への移行を判断します。
※登校に不安のあるご家庭は、自宅での学習が可能です。その場合は、欠席扱いにはなりません。
- その他：
 - ・分散登校期間中の学童クラブ・放課後子どもひろばプラスでの対応についても継続します。
 - ・分散登校期間中に登校を控える場合の給食費については、次のようになります。
 - ※あらかじめ欠席期間が明確に分かり、その期間が8日以上（土・日・祝日を含む）である場合、申し出の日から数えて3日目からの欠席分を返金します。（来週2月14日の月曜日から給食を止める場合は、前週の木曜日までに学校に申し出があり、上記の要件を満たす場合、給食費を返還します。）